

内閣参質第四七号

昭和二十五年五月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員岩崎正三郎君提出生活協同組合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岩崎正三郎君提出の生活協同組合に関する質問に対する答弁書

消費生活協同組合施行以来約一年七箇月を経過したのでありますが、生活の安定合理化を図る協同組織としてその数は逐次増加の傾向にあり、昭和二十五年三月末日現在におきまして組合数九〇一、連合会八、組合員数百六万五千三人、出資金一億六千七百七十八円を数えております。これらの組合の育成指導につきましては、あくまでも組合の自立性を尊重すると共に組合員の組合ということに重点をおき、組合の指導育成にその適正を期しております。

現今の所謂金詰りは生活協同組合の経営に重大な影響を及ぼしておりますが、この組合育成上最も困難を極めております金融面の打開につきましては、政府も鋭意努力してある次第であります。然しながらまだ充分なる点に到達しておりませんことは誠に遺憾に存しております。

現在におきましては、生活必需物資の引取資金としての融資順位「乙」の引き上げ、中小企業等協同組合法に基づく信用協同組合の利用、更に国民金融公庫に対し組合理事の連名による借り入れ等の斡旋を行つてあります。幸い国民金融公庫は本年度におきまして十二億増資されることとなつておりますので、これにより相当利用が可能となると考えております。

然しながら組合の健全なる育成の爲には系統金融機関の設置が是非とも必要であります。これが爲には堅実な組合の基盤を必要とするのであります。現在におきましては何分未だ組合の基礎も固らず、対外信用も充分とは申せませんのでこれが充実に意を致しますと共に、組合金融機関の設置の実現に努力致し

たいと存じております。

又、組合はややもすれば組合幹部独占のおそれがありますので、絶えず、組合指導者講習会を開催し、生活協同組合の趣旨徹底を図り、組合精神の涵養につとめると共に、係員をして組合の経営面、経理面の監査指導を行いその適正を期してあります。

又、今般シャウブ勸告に基く税法の改正により、従来認められておりました生活協同組合に対する減税の特典がなくなることとなりました。このことは組合にとつて相当の打撃であります。現在の国家財政の建前としてはじむを得ない実情と考えております。

以上申し上げました如く、組合の育成対策はあらゆる困難に直面してあるのでありますが、今後とも努力致しましてこれが改善を図りたいと考えてある次第であります。

なお、都道府県別組合数、組合員数等は別表のとおりであります。

全国生活協同組合設立状況調

二五、三、三一現在

道府県	区分	組合数	組合員数	家族数	役員数	出資口数	出資金額
北	海	五	五五、七九	三五、一四三	八五	一五四、〇五五	二、七四、〇〇〇
青	森	三	一、一五七	●三、四〇〇	三四	一、四二一	九、六〇〇
岩	手	一〇	七九三	一六、八五五	一五三	四五、三六三	八〇〇、七六〇

宮	秋	山	福	茨	栃	群	埼	千	東	神	新	富	石	福	山
城	田	形	島	城	木	馬	玉	葉	京	川	鴻	山	川	井	梨
九	六	六	六	三	一四	六	四二	(一) 七	八七	四	三	六	一〇	一〇	二一
二、六七五		三、六六六	一〇、八六三	四、五七三	四七、二三三	一五、三三四	三三、九七九	(三五) 三三、二二一	八一、六八八	三〇、一七八	二七、〇〇七	四、九七〇	三三、〇〇〇	三四、四五六	三、五三七
六、一七五		一三、三三五	四三、八七二	一四、六九二	八三、三〇八	五五、四九六	一一八、四二七	一三三、二〇〇	一八九、八九三	一〇一、五〇四	一〇一、八六一	一九、七七五	一〇、八〇〇	一一三、五九六	一五、七三三
九		八五	二六五	一七六	二五四	二九九	六九三	(一三) 七九三	一、三四一	四四三	四六五	九三	一五九	二〇七	一五九
二、八三六		三三、〇七四	三三、〇七七	七、〇一一	六五、五八七	二八、三七五	七、九九三	九〇、六九六	一八〇、九九九	四八、七四八	四一、〇六四	一、五八六	二四、六六〇	三九、〇六九	七、五九〇
二五、一五〇		一、八二一、一九〇	二、三〇一、一五〇	一、〇三四、五三〇	二、二八六、二四〇	二、七八五、九五四	四、〇八一、八九〇	(一、〇〇〇、〇〇〇) 八、六二三、三〇〇	一八、五五六、八二八	五、三二五、四一〇	三、七五三、〇五〇	一、九一八、〇〇〇	三、五二八、五〇〇	三、五二、六五〇	七、四八、三〇〇

奈

歌

五

山	德	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿
口	島	川	媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	島
(一〇) 三〇	(一〇) 三〇	三	一〇	三	(一〇) 四〇	八	四	三	七	七	(八) 二
(一九) 三九、三〇二	(七) 一三、七〇四	八、二六二	四九、六五	六、三二	(六) 一五四、九三九	一一、〇三三	四、六五四	八、二三	五、五一四	八、九〇四	(一〇九) 一、〇六五、〇〇三
五九、一四七	四三、三五六	二七、七〇七	一八、八六九	二一、三四八	六四七、九六四	一三、六二一	一五、八〇七	二七、六三九	二一、七五六	三三、四二	三、九一、三四三
(一〇) 四三	(一〇) 四一	三二	一四	一八五	(七) 六〇三	一七	五	一七五	九	九七	(九〇) 一三、〇九七
(一九) 一六、四九六	(七) 一九、七八三	九、一五三	一三、七三	一六、五七六	(六〇) 三三八、九〇六	二二、四四	九、〇九五	一五、二八〇	八、二九〇	一七、五三七	(一五) 二、四六四、〇三七
(一九〇,〇〇〇) 四、四五五、二九〇	(七〇,〇〇〇) 一、六六五、四八〇	一、三二、一五〇	一、六八〇、一九〇	一、七六六、八〇〇	(三〇〇,〇〇〇) 一五、〇八三、四九〇	二、六七〇、七四〇	六六三、三三〇	一、三六七、一五〇	四四三、七五〇	一、六七五、七〇〇	(一、七八五、〇〇〇) 一六、一七〇、〇六
一九〇、四五〇											

備考 括弧内は連合会を不示す。